

# 標準必須特許の裁判・手引き・指針・我が国の自動車産業、コネクテッドカーと特許訴訟【On Line】

標準必須特許を巡る裁判は世界中で多発しており、特許訴訟の中でも重要な位置を占めるに至っています。

本講座においては、我が国における標準必須特許を巡る裁判、経済産業省・特許庁・内閣府による手引き・指針を概観し、標準必須特許が我が国の自動車産業にどのような影響を与えるかを見た上で、コネクテッドカーと特許訴訟に関する裁判を概観します。

## 【プログラム (案)】

- ・我が国における標準必須特許を巡る裁判
- ・経済産業省・特許庁・内閣府による手引き・指針
- ・標準必須特許と我が国の自動車産業
- ・コネクテッドカーと特許訴訟
- ーインテレクチュアル・ベンチャーズ
- 対トヨタ・ホンダ・GMの米国特許訴訟ー



申し込みフォームはこちらから

## 【開催概要】

開催日 **令和5年8月29日 (火) 13時30分～15時00分** ※ 講義時間が変更になりました

開催方式 ※Zoom Meetingを利用したオンライン形式で開催します。参加者の顔出しはせず、チャット機能を活用し、講師への質問を受け付けます。事前にご利用のPC・スマートフォン等で、ZOOMがご利用可能かご確認ください。

講師 **阿部 隆徳 氏**  
(阿部国際総合法律事務所 代表パートナー弁護士・弁理士・NY州弁護士)

受講料 **発明協会会員 無料** 一般3,500円 (消費税込)  
※ 他府県発明協会会員でも無料で受講できます。

申込先 一般社団法人 大阪発明協会 (<http://www.jiiiosaka.jp/>) [kensyu@jiiiosaka.or.jp](mailto:kensyu@jiiiosaka.or.jp)

電話 06-4792-7601 FAX 06-4792-8781

申込日 年 月 日

大阪発明協会行  
FAX 06-4792-8781

開催日	テーマ	定員
8月29日(火) 13時30分～15時00分	標準必須特許の裁判・手引き・指針・我が国の自動車産業、コネクテッドカーと特許訴訟	80名

会社名 または 氏名	部署名 および 連絡担当者
ご住所 〒	TEL
	FAX

受講者名	所属部署名	実務経験 年数	E-mail

※お申し込み者様宛に、国の説明会、講座・セミナーほかの情報をご案内させていただく場合があります。なお、案内などを希望されない場合は、当協会へお申し付けください。

※許可なくして講義内容の録音、録画等をおこなう事を固く禁じます。

**発明協会会員以外の方へ→お支払方法（予納金・銀行振込・郵便振替）**

**1.請求書（要・不要）**

**2.予納金処理の方**  **得意先コード No.**   -     -

- 振込先銀行 三井住友銀行 大阪本店営業部 普通預金 7900182  
三菱UF銀行 中之島支店 普通預金 0042472
- 郵便振替口座 00940-7-312572
- 口座名義 一般社団法人 大阪発明協会
- 会員・非会員の区別 (法人会員・個人会員： 発明協会・一般)

**◆ZOOM参加に必要なもの◆**

次のいずれかの機器

- ・自撮りのできるスマートフォン (iPhone・Android問わず)
- ・カメラの付いているタブレット (iPad・Android問わず)
- ・カメラの付いているパソコン (Windows・Mac問わず/カメラは外付けでもOK)

\* いずれもネットに繋がる環境は必要です。また通信代が無制限でないプランの方はWi-Fi環境で接続してください。

\* あらかじめZoomの会員登録 (アカウント作成) などは不要です。  
\* スマートフォンの場合、バッテリーの消耗が気になりますので、電源ケーブルに接続した状態をおすすめします。

\* スマートフォンのYahoo!アプリでは接続できませんのでご注意ください。  
(Google Chrome, Safariで接続してください)

**◆ZOOM会議入室方法◆**

開催1週間ほど前に、大阪発明協会より参加申込者に招待メールをお送りいたします。  
お送りしましたメールに記載しているリンク先をクリックしてご入室下さい。

